

三ヶ島地区ところワゴン 停留所の移設について

1 停留所の移設について

林・糶谷ルート「和ヶ原3丁目」停留所は停留所を駐車場に設置しています。駐車場を利用する車両の出入りがあり、ワゴンを待つ利用者の安全を確保するため、バス停を狭山ヶ丘駅西口方向に移設します。

2 見直し実施に向けたスケジュール

以下のスケジュールで準備を進めます。

| | |
|----------|--|
| 令和4年2月4日 | 移設に向けての協議（地域公共交通協議会） 協議が調ったことの証明書（案）の提示 |
| 令和4年2月中旬 | 国土交通省関東運輸局へ届出（西武ハイヤー株） 移設について、周辺地域への周知 |
| 令和4年2月下旬 | 移設 |

3 「協議が調った旨の証明書」の発行について

移設にあたり、運行事業者（西武ハイヤー株）が国土交通省に対し、道路運送法に基づく届出を行います。届出にあたり、地方公共団体、運行事業者、地域住民等の間で協議が調っている旨の証明書の添付が必要となります。